

国海安第161号
平成20年12月25日

(社)日本船舶品質管理協会
常務理事 武山 誠一 殿

国土交通省海事局安全基準課長
秋田 務



船舶検査心得の一部改正について

標記について、船舶区画規程（昭和27年運輸省令第97号）及び船舶復原性規則（昭和31年運輸省令第76号）等に関する船舶検査心得の一部を別添のとおり改正することと致しましたので、よろしくお取り計らい頂きますようお願い申し上げます。

また、関係各位への周知方よろしくお取り計らい頂きますようお願い申し上げます。



船舶区画規程等の一部改正に伴う船舶検査心得の改正について

平成20年12月
安全基準課

1. 背景

船舶の堪航性及び人命の安全の保持については、船舶安全法(昭和8年法律第11号)及び同法に基づき定められた船舶区画規程(昭和27年運輸省令第97号)、船舶復原性規則(昭和31年運輸省令第76号)等において、その基準が定められている。

国際航海に従事する船舶については、国際海事機関で採択されている「1974年の海上における人命の安全のための国際条約(以下「SOLAS 条約」という。)」に従い基準が定められているところ、平成17年5月及び平成18年12月に SOLAS 条約が改正され、平成21年1月1日から発効予定であることから、国内法令において、当該改正内容を担保する必要がある。

これらの状況に鑑み、船舶区画規程等の一部を改正する省令(平成20年国土交通省令第88号)を本年10月29日に公布し、船舶の区画の水密を保持するための設備の基準等を定める告示(平成20年国土交通省告示第1458号)を本年12月12日に公布したところ、その他、管海官庁の定める規定等についても担保するため、以下の関係心得を改正する必要がある。

2. 改正概要

①「船舶区画規程心得」本文及び附属書の全部改正

船舶区画規程の改正に伴い、確率論による規定の詳細化、二重底の要件の明確化等を行うため、心得の本文及び附属書を全部改正する。

②「船舶復原性規則心得」本文の全部改正

船舶復原性規則の改正に伴い、模型試験による代替措置、漁船の復原性基準の詳細化等を行うため、心得の本文を全部改正する。

③「小型船舶安全規則心得」等の一部改正

復原性規則を準用する長さ24m未満の小型船舶について、復原性規則の「特殊な船舶」として取り扱い、その詳細要件を規定するため、「小型船舶安全規則心得」を一部改正する。

④その他

復原性計算機を備える場合の承認要件等を規定するため、「船舶安全法施行規則心得」の一部を改正する。

その他、条ずれ等に伴う所要の改正を行う。

3. スケジュール(予定)

施 行 平成21年1月1日(改正 SOLAS 条約の発効日)